

# 第4次男女共同参画社会づくり計画

～ちいさなことから始めよう～



令和5年4月～令和13年3月  
(令和8年4月改定)



白馬村

## はじめに

近年の社会情勢は、人口減少、家族形態や地域社会の変化、高度情報化の進展、多様性の広がり等により著しく変化し、私たちの生活にもさまざまな影響を及ぼしています。このような変化に対応していくために、魅力に満ちた、豊かで安心していきいきと暮すことのできる地域社会の構築がこれまで以上に求められています。

このような状況の中で、本村における男女共同参画政策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 20 年（2008 年）4 月に「白馬村男女共同参画社会づくり計画」を策定し、「ちいさなことから始めよう」をキャッチフレーズとして男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してまいりました。

平成 25 年度（2013 年度）から 5 年間の第 2 次計画を策定し、平成 30 年度（2018 年度）からもこの理念を引き継ぎ、第 3 次計画を策定しました。

第 4 次となる本計画も、これまでの計画の理念を継承しながら、「男性だから」、「女性だから」という考えにとらわれず、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力が十分に発揮できる社会を目指して、引き続き、村民の皆様と一体となった取組を進めてまいりたいと考えておりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 5 年 4 月

白馬村長 丸山 俊郎

## 第1章 計画策定の背景

- 1. 国際的な動き . . . . . 1
- 2. 国・県の動き . . . . . 1
- 3. 白馬村の動き . . . . . 3

## 第2章 白馬村における男女共同参画社会づくりとは

- 男女共同参画とは . . . . . 4

## 第3章 計画策定の趣旨

- 1. 計画の基本的な考え方 . . . . . 5
- 2. 計画の基本的視点 . . . . . 5
- 3. 計画の性格と目指す姿 . . . . . 7
- 4. 計画の基本目標 . . . . . 7
- 5. 計画の期間 . . . . . 7
- 6. 計画の体系 . . . . . 8

## 第4章 施策の展開

### 基本目標 1

#### ◆男女共同参画社会実現のための意識づくり◆

### 具体的な目標

- 1. 性別役割分担の意識の改革・人権としての性の尊重 . . . . . 9
- 2. 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の推進 . . . . . 11

## 基本目標 2

### ◆男女共同参画社会の実現のための社会づくり◆

#### 具体的な目標

1. 家庭や地域活動での男女共同参画の促進 . . . . . 13
2. 就業機会の拡大と労働環境の整備 . . . . . 15
3. 政策・方針決定の場への女性の参加促進 . . . . . 17
4. 女性に対するあらゆる場における暴力行為の防止 . . . . . 19

## 第 5 章 計画の推進

1. 村の推進体制の充実 . . . . . 20
2. 関係機関、関係団体、地域、村民との連携 . . . . . 20
3. 計画の進行状況などの把握 . . . . . 20



白馬村男女共同参画社会づくり事業マスコットの「さんかく」です。  
ぼくは、もう 20 歳を超えているんだよ。  
ぼくも、男女共同参画社会づくりについて、皆さんと一緒に考えていきます。  
どうぞ、よろしくね。

# 第1章 計画策定の背景

## 1. 国際的な動き

昭和50年（1975年）、国連が「国際婦人年」を提唱、初の世界女性会議で「世界行動計画」を採択して以来、男女共同参画の取組は、国連を中心とした世界的な時流として推進されています。

平成27年（2015年）9月の国連サミットの際、全会一致で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、令和12年（2030年）までに誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため、17の国際目標（SDGs）が掲げられ、男女共同参画に関するものとしては、目標5に「ジェンダーの平等を達成し、全ての女性と少女の能力強化を行う」、また目標8に「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する」が位置付けられています。

さらに近年では、先進国首脳会議（G7）や経済協力開発機構（OECD）といった国際会議や多国間協議においても、ジェンダー平等や女性・女兒のエンパワーメントが主要議題の一つとして取り上げられ、各国間の合意文書においても言及されています。

## 2. 国・県の動き

### （1）国の動き

国においては、令和2年（2020年）に、すべての女性が輝く令和の社会を目指して「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、令和5年（2023年）には同計画を一部変更し、企業における女性登用の加速化に係る成果目標等が設定されました。

政治分野に関しては、令和3年（2021年）の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布により、衆参両院及び地方議会の選挙において男女の候補者の数ができるだけ均等となることを基本原則として、国・地方公共団体の責務及び政党の達成すべき目標が定められました。

女性活躍に関しては、令和6年（2025年）に「女性の職業生活におけ

る活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(女性活躍推進法)」が改正され、期限が10年間延長されたことに加え、新たに男女間賃金格差と女性管理職比率の情報公開義務化の対象拡大や、特例認定制度(プラチナえるぼし)の認定要件にセクシュアルハラスメント防止措置の内容公表が追加されるなど、令和8年(2026年)4月から順次施行されることとなりました。

一方、配偶者暴力(DV)の防止に関しては、近年では配偶者間の暴力に限らず、交際中のカップル間に生じる暴力「デートDV」や、男性に対するDVも新たな問題となっています。これらDVの被害者保護及び自立支援を強化するため、令和5年(2023年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」が改正され、令和6年(2024年)4月から順次施行されました。

また、近年の女性をめぐる課題は、被虐待経験や障がいによる生きづらさ、性暴力被害や生活困窮など複雑化・多様化・複合化しており、このような多様な問題を抱える女性に対する「支援」を中心に据えた新しい法律の必要性が指摘されるようになりました。

こうした声を受けて、「女性の福祉」や「人権の尊重・擁護」を目的に、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現を目指して、令和4年(2022年)に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」が制定され、令和6年(2024年)4月に施行されました。

## (2) 県の動き

昭和55年(1980年)の「長野県婦人行動計画」策定以来、35年余りにわたり、男女共同参画社会の実現に向けた施策が行われています。その結果、男女共同参画社会に対する理解は深まりつつありますが、男女の平等感を実現できるまでには至っていません。

県は、本格的な人口減少と未婚者・単身世帯の増加やダイバーシティ(多様性)の広がり、SDGs達成への世界的潮流、頻発する大規模な自然災害といった社会情勢の変化を鑑みながら、令和3年(2021年)6月に「第5次長野県男女共同参画計画」を策定しました。この計画は、「働き方・暮らし方を変えて、誰もが自分らしく生きられる社会をつくらう」を基本テーマに令和7年度(2025年度)までの5か年計画となっています。そして、令和8年度(2026年度)に、令和12年度(2030年

度)を目標年度とする「第6次長野県男女共同参画計画」を策定します。新たな計画では、「長野県男女共同参画社会づくり条例」が目指す「県民一人ひとりが、性別によって制約されることなく、より伸びやかにくらせる長野県」の実現に向けて、性別のみならず年齢、国籍、性的指向・性自認(性同一性)などの違いを超えて、誰もが暮らしやすく、多様な幸せ(ウェルビーイング)を享受できる社会の形成を目指す中長期的な取組の方向性を示すものとなっています。

### 3. 白馬村の動き

平成8年度(1996年度)から平成15年度(2003年度)まで、長野県男女共同参画コミュニケーター制度により、県とのパイプ役となる地域女性コミュニケーター(平成13年(2001年)から男女共同参画コミュニケーターに名称変更)を設置しました。この前後より女性グループなどの活動が活発になり、研修会への参加や開催、地域推進活動等を行ってきました。平成8年度(1996年度)当時は事業も女性問題という名称で、主に「女性の地域等における活動の活発化」や「社会への進出」を中心に行っていました。

平成16年度(2004年度)からは、本村独自の白馬村男女共同参画推進員設置要綱により推進員を設置し、総務課が所管となり庁内勉強会と村民一般勉強会を立ち上げ、「ちいさなことから始めよう」をキャッチフレーズに研修会や男性向け料理講習会の開催、公民館報等における啓発を行いました。

平成20年(2008年)からは、「白馬村男女共同参画社会づくり計画」を策定し、平成25年3月までの5か年にわたって各種事業を推進しました。その後も5年ごとに計画の改定を重ね、現在は、第4次計画のもと、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進しています。

現在、第4次計画の期間中ですが、国の「第6次男女共同参画基本計画」が令和8年(2026年)3月13日に閣議決定され、長野県の「第6次長野県男女共同参画計画」及び「第6次白馬村総合計画」の計画期間が、令和8年度(2026年度)からスタートすることから、本計画を改定し、「男女共同参画社会基本法」だけでなく、「女性活躍推進法」、「DV防止法」に基づき、だれもがのびのび輝ける社会づくりを目指します。

## 第2章 白馬村における男女共同参画社会づくりとは

### 男女共同参画とは

社会経済情勢の変化に対応するための施策で、国際社会で共有されている規範です。わが国では昭和の時代に形づくられた各種制度や労働慣行、固定的な役割分担意識といった構造的な問題を抱えており、人生100年時代を迎えている今、女性の人生と家族の姿は多様化しており、昭和の時代の想定が通用しなくなってきています。これは、どの自治体も同様で、白馬村では男女の自立と、生活者の視点を重視した人間に優しい社会づくりを目標とし、そのためには女性の積極的な活動も必要となります。

国は、「女性の経済的自立」、「女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」、「男性の家庭・地域社会における活躍」、「女性の登用目標達成」の4つを重点に様々な施策を講じており、村もこれらの施策を村政に反映させ、達成できるようにします。

### 男女共同参画の基本

- 男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野において活動する機会が確保されること
- 男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会を形成すること
- 社会的システムへ男女共同参画の視点を反映させること



性別に関係なく、  
やりたいことが自由にできる、  
男女平等の村にしようね

## 第3章 計画策定の趣旨

### 1. 計画の基本的な考え方

男女共同参画社会基本法の下記5つの基本理念に準じ、男女はそれぞれ身体や脳のつくりが違うという事実や個性を受け入れ、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、社会の対等な構成員として、家庭・地域・職場・学校などあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、だれもが性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりを目指します。

#### 男女共同参画社会基本法の5つの基本理念

- I 男女の人権の尊重
- II 社会における制度又は慣行についての配慮
- III 政策等の立案及び決定への共同参画
- IV 家庭生活における活動と他の活動の両立
- V 国際的協調

### 2. 計画の基本的視点

この計画は、すべての村民の人権を尊重し、男女に平等な参画機会の確保、良好なパートナーシップの確立を基本とし、行政のあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させることを前提としています。

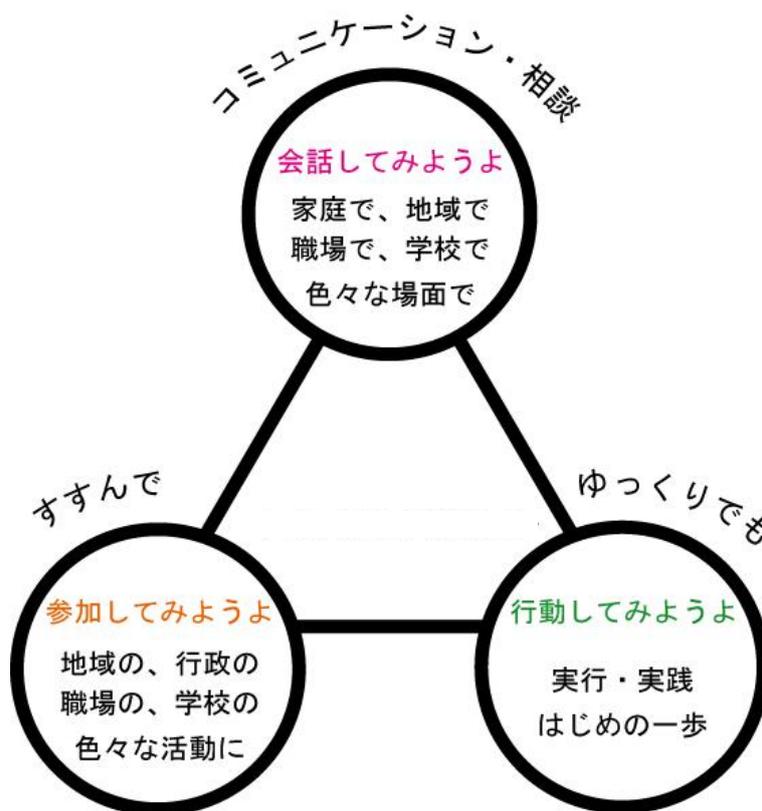
白馬村第6次総計画の基本理念「共に生き 豊かさを育む 支え合いと幸せがめぐる Best Living Village」を踏まえ、すべての村民が性別による固定的概念にとらわれることなく、一人ひとりの個性や考え方を理解することが重要です。

そして、男女共同参画に関する「家庭・地域・職場・学校」でのできごとを「会話」「参加」「行動」の三角形の図式に当てはめて考え、問題点を緩和させ、楽な気持ちで過ごせるように考えながら見つめていきます。どのような計画でも、行政や一部の人たちの努力だけでは形になり

ません。一人ひとりが自分たちの計画だと思い、共通の認識を持てる啓発や意識づくりを推進します。

計画の取組内容をこの図式に当てはめて考え、関心を持ってもらうとともに、村（行政）の取組・村民の取組という項目をつくり、取組内容について行政・地域・家庭とが一丸となって進めていきます。

男女共同参画に関わる問題は、日々の生活の中に多くあります。同じ事象でも、一人ひとりの感じ方や考え方によって、それを問題と捉えるか捉えないかは大きく変わります。何かが起こり、きっかけがないと、男女共同参画という問題について考える場が生じないのが現状です。常に、男女共同参画にとらわれる必要はありません。ちょっとした心の動きに敏感になり問題が発生する前に誰かに相談して、また相談できる関係を持つことも大切です。身近なことから関心を持って過ごしてみましよう。



### 3. 計画の性格と目指す姿

本計画は、「白馬村第6次総合計画」、「第1期白馬村子ども計画」との整合性を保ち、だれもがのびのび輝ける社会づくりを目指します。

### 4. 計画の基本目標

本計画では2つの基本目標を挙げ、各分野にわたる施策を計画的に推進し、「男女共同参画社会の形成」を目指します。

#### (1) 男女共同参画社会実現のための意識づくり

一人ひとりが男女共同参画を理解し、身近に感じられるように浸透させていきます。

#### (2) 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり

日常の中で取り組みやすいところから、男女共同参画の実現に向けた環境づくりをしていきます。

### 5. 計画の期間

当初、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間としましたが、令和8年4月に一部改定したことから、計画の終期を3年間延長し、令和12年度までを計画期間とします。

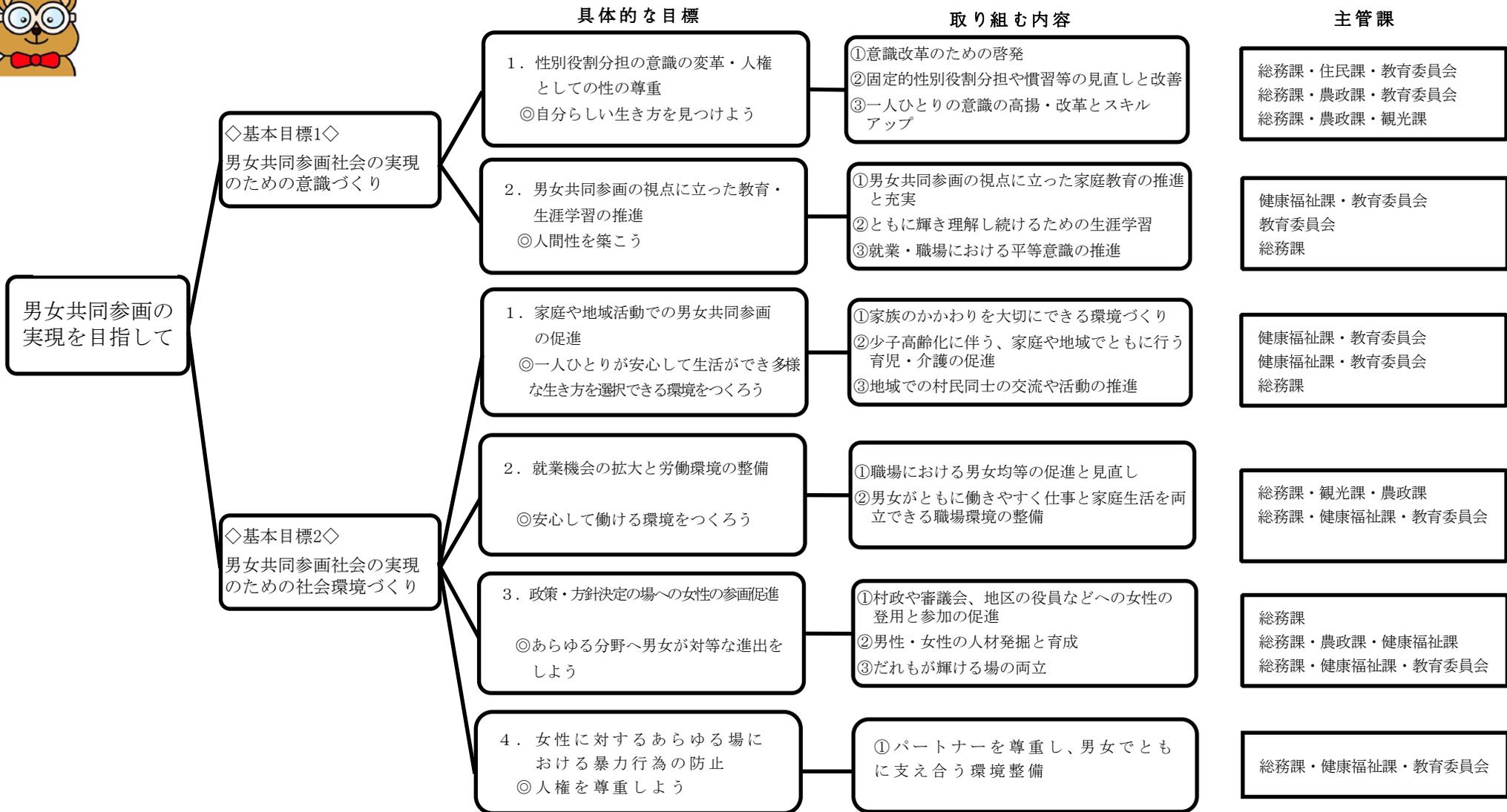


一人ひとりの個性と能力が  
最大限に発揮できる村に  
しよう

## 6. 計画の体系



～ちいさなことから始めよう～  
 会話・参加・行動から生まれる自分らしさを活かせる社会づくり



## 第4章 施策の展開

### 基本目標 1

#### ◆男女共同参画社会実現のための意識づくり◆

#### 1. 性別役割分担の意識の変革・人権としての性の尊重

##### ◎自分らしい生き方をみつけよう

##### 【現況と課題】

自分らしく生きることができる社会とは、個性や能力が十分に活かされ、男性と女性に対等な立場で築く社会です。男らしさ、女らしさにとらわれず、一人ひとりの個性や全ての人が多様な性を尊重していくため、お互い学び合い、支え合うことが必要です。しかし村民の意識や行動、社会の習慣や慣行の中には、世代によっては男女の役割に対する固定的な考え方が未だ根強く残っています。各々が持つ固定的な考え方を「家庭・地域・職場・学校」という身近な生活の拠点を通じて気づく場を設けること、身近なところから意識の変革や気持ちの緩和をしていくことが課題です。

一人ひとりが、いろいろな場に参加して、自分自身で考え、いろいろな人と会話をし、自己の思いを伝えて、「できることからチャレンジをしてみよう」という意欲を持ってもらえる意識改革を進めていくことが必要です。

##### 【取り組む内容】

##### ①意識改革のための啓発

男女共同参画について、理解しやすい言葉や表現での広報活動や内容の周知に努めます。

村の取組	主管課	地域・村民の取組
<ul style="list-style-type: none"><li>男女共同参画週間を通じた意識啓発</li><li>法律の周知及び情報の提供、啓発資料の作成</li><li>講演会や講座等の開催、学習機会の拡充</li><li>意識調査の実施</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>総務課</li><li>住民課</li><li>教育委員会</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>自分や自分のまわりを見つめ、男女共同参画の視点や人権に配慮しましょう</li><li>講演会などに参加し意識を高めましょう</li></ul>

## ②固定的性別役割分担や慣習等の見直しと改善

職場・家庭・地域における性別役割分担の意識と実態を把握し、小さなことから見つめ直します。

村の取組	主管課	地域・村民の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定的性別役割分担意識の払拭やしきたりの見直しなどをテーマとした学習会の開催や情報の提供</li> <li>・ 地区役員等の女性の参画の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務課</li> <li>・ 教育委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分の身の回りのことは自分でするという意識を持ち、できることから実践しましょう</li> <li>・ 各地区自治会への女性役員の登用を推進し、地域における意思決定の場へ女性も参画しましょう</li> </ul>

## ③一人ひとりの意識の高揚・改革とスキルアップ

一人ひとりが持っている意識を見つめ直し、誰もが自信を持って意見を伝え、行動できる意識づくりに取り組みます。

村の取組	主管課	地域・村民の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人ひとりが、人として平等な立場や能力や個性を十分発揮できるように啓発し、発揮できる機会も充実する。</li> <li>・ 女性問題は男性問題であるという認識に立ち、意識の共有・啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務課</li> <li>・ 農政課</li> <li>・ 観光課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人ひとりが自分をみつめる機会を持ちましょう</li> <li>・ 女性が自分で意思決定できるような意識づくりや社会的制度の見直しをしましょう</li> </ul>



悩まないで、  
できることから、  
やってみよう！

## 2. 男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の推進

### ◎人間性を築こう

#### 【現況と課題】

地域や家庭・職場・学校でコミュニケーションが減っています。それと同時に目上の人から引き継ぐ知識や常識なども減っており、自分以外の人に対する関心も薄れてきています。相手との関係を大切にしつつも、ダメなものは「ダメ」と言い合える関係を築く必要があります。

人間は生まれてから死ぬまで、常にさまざまな場面で学び、人と交わることが多くあります。人との関係を大切にし、いろいろなことを吸収し、生きがいを持って暮らすことが理想ですが、なかなか日々の生活に追われ思うようにいかないのが現状です。しかし忙しい生活の中でも、心や時間にゆとりを持つことが大切です。

家族、家庭は、いちばん身近で、いちばん落ち着く存在です。家庭の中から会話を重視し、家族の役割や個人の尊重を考えて、これを家庭の外の地域や学校・会社などで活かし、誰もがお互いを慈しみ思いやれるような意識改革が必要です。

#### 【取り組む内容】

##### ①男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進と充実

家庭において男女共同参画の視点に立った子育てが行なわれるよう意識を高めます。

村の取組	主管課	地域・村民の取組
<ul style="list-style-type: none"><li>家庭において男女共同参画の視点に立った子育てが行なわれるように啓発</li><li>男女がお互いに協力し、男女平等をはじめとする人権教育や性教育を含んだ内容の推進</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>教育委員会</li><li>健康福祉課</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>家族そろって子どもの教育に取り組みましょう</li><li>親子と一緒に学ぶ時間や会話を持ちましょう</li></ul>



みんなで学び、  
話し合おう！

②ともに輝き理解し続けるための生涯学習

共に前進するために色々なことを取り入れ、日々学習し続ける意識を持っていけるように呼びかけます。

村の取組	主管課	地域・村民の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会のあらゆる分野での男女共同参画を目指す講座の開催など、学習機会の拡充</li> <li>・ 生きがいを広げ、男女がともにあらゆる分野での参画を高める</li> <li>・ 学校教育の中で男女平等と相互協力の意識を高める</li> <li>・ L G B T Q ・ ジェンダーに関する正しい知識の普及促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生きがいについて考え、みんなで色々な講座や学習機会などに参加し、生きがいを見つけましょう</li> <li>・ 性的マイノリティや多様な性のあり方について、正しく理解し、差別や偏見を解消しましょう</li> </ul>

③就業・職場における平等意識の推進

仕事と家庭生活とが両立でき、毎日生き活きと働くことができるような意識づくりをしていきます。

村の取組	主管課	地域・村民の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業とのつながりを持ち、現況を把握し、それぞれの意識づくりを進める</li> <li>・ 労働条件の向上と雇用の安定を図るため、啓発、相談業務の充実</li> <li>・ 職場の中での固定的性別役割分担意識の見直し</li> <li>・ ワークライフバランスの見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務課</li> <li>・ 観光課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性も男性もお互いに対等のパートナーとして、職場での慣習や環境を見直しましょう</li> <li>・ 性別による固定的役割について見直しましょう</li> </ul>

## 基本目標 2

### ◆男女共同参画社会の実現のための社会づくり◆

#### 1. 家庭や地域活動での男女共同参画の促進

◎一人ひとりが安心して生活ができ多様な生き方を選択できる環境をつくらう

##### 【現況と課題】

まだ残りつつある固定的な性別役割分担意識を持ったまま、なんとなく窮屈に暮らしており、自分らしさや人間らしさを見失いがちです。

自分を見つめ直し、一人で生きているのではなく、周りに大勢の人がいて支えられながら生きていることを再認識し、自分も人も大切に思い、接することが重要です。また、現代の社会の特徴でもある核家族化の進行や、地域コミュニティ意識の希薄化によって生じる子どもを育てることに関する不安や孤独感を緩和するためには、男女の対等な参画と責任の分担を促進し、調和をつくることが不可欠となります。

孤独感や不安を緩和していくには、家庭や地域の中で気軽に声を掛け合い、協力できる環境をつくる必要があります。そのためには人への接し方を見直すことや、人と関わることのできる交流の場を設けましょう。そして、その場に参加できる環境をどう作っていくか、みんなで趣向を凝らして工夫し、一緒に考えていきましょう。

##### 【取り組む内容】

###### ①家族のかかわりを大切にできる環境づくり

家族一人ひとりがそれぞれの家庭の中で、お互いを認め合い、温かい家庭を築いていけるような意識づくりを目指します

村の取組	主管課	地域・村民の取組
<ul style="list-style-type: none"><li>夫婦や家族で楽しめる場や機会の拡充</li><li>世代を超えた交流会の企画</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>健康福祉課</li><li>教育委員会</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>家族そろって食事をするなど、コミュニケーションの場を増やしましょう</li><li>家庭教育の重要性について理解を深め、思いやりの心を持って接しましょう</li><li>地域での世代を超えた意見交換などの場を持ちましょう</li></ul>

②少子高齢化に伴う、家庭や地域でともに行なう育児・介護の促進

子育てや介護を地域や行政で支え、誰もが安心して家族の世話ができる環境をつくれます。

村の取組	主管課	地域・村民の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者及び子育て支援事業の拡充と地域への啓発</li> <li>・ 講座や学習会、地域の行事などへ、子育て中や介護をしている人が参加できる環境の整備</li> <li>・ 職場での子育て環境の確認、整備</li> <li>・ ファミリーサポート制度の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康福祉課</li> <li>・ 教育委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族みんなが積極的に子育てや介護に関わり、協力し合い、母親が育児から離れられる時間を作りましょう</li> <li>・ 近所の子どものコミュニケーションをとり、地域で交流をはかりましょう</li> <li>・ 地域で子育て、介護を助け、相談ができる交流を常日頃から持ちましょう</li> </ul>

③地域での村民同士の交流や活動の推進

村民同士が触れ合えるような場を設け、交流が深まるように推進します。

村の取組	主管課	地域・村民の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ どうしたら村民が進んで参加してくれるかを考え、多くの方が参加でき、必要と思われる事業の立案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ できるだけ行事に参加して、地域や村の中で交流をはかりましょう</li> </ul>



誰もが自分らしく、安心して暮らせる村にしようね

## 2. 就業機会の拡大と労働環境の整備

### ◎安心して働ける環境をつくろう

#### 【現況と課題】

「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識が世代によっては根強く残る中、その意識に反し、女性も男性以上に仕事に占める時間が増えているという現実があります。男女ともに同じ時間や内容で働いていても、自然と職場や家庭の中で、性差により仕事や家事の内容が決められていることがあります。こういった現況を見つめ直し、職場・家庭・地域に残る慣習・慣行を見直す必要があります。そのためには、基本的な知識や法律などを学んで理解し、行政や関係団体には、情報を職場や住民へ幅広くわかりやすく提供していくことが求められています。また、人とのネットワークづくりも大切となります。

#### 【取り組む内容】

##### ①職場における男女均等の促進と見直し

職場等における男女の役割や雇用の見直しを進めます。

村の取組	主管課	地域・村民の取組
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 職場の労働条件の不均等や、差別的慣習・慣行の是正について、リーフレットの配布等による啓発</li><li>・ 男女の労働者間の差に着目し、自主的に解消できるような啓発を村内の企業等に呼びかけていく</li><li>・ 不満などを伝えられるコミュニケーション豊かな職場づくりを考えていく</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 総務課</li><li>・ 観光課</li><li>・ 農政課</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 家庭、地域でも、日頃から男女の慣習・慣行の見直しを行いましょう</li><li>・ 問題点をあげ、ストレスなどを伝えられる場や関係を持ちましょう</li><li>・ 現役を退いた方も、社会的つながりを保ちましょう</li><li>・ 各種ハラスメントを防止するための、事業主が講ずべき措置等について取り組みましょう</li></ul>



みんなが健康で、  
笑顔で働ける村に  
しよう

②男女がともに働きやすく仕事と家庭生活を両立できる職場環境の整備

豊かでゆとりのある生活を目指し、男女ともに職場生活と家庭生活の両立ができるようにしましょう。

村の取組	主管課	地域・村民の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕事と育児、介護を両立しながら働き続けられるように、男女ともに取得できる育児休業、介護休業制度の普及・促進を図る</li> <li>・ 保護者の就労支援や児童の健全な育成を図るための放課後児童クラブ等の制度の周知</li> <li>・ 職場における健康管理対策及び労働環境の整備の啓発</li> <li>・ ボランティアの促進とネットワークの立ち上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務課</li> <li>・ 健康福祉課</li> <li>・ 観光課</li> <li>・ 教育委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自分たちの職場の休業制度の正しい認識や、村にある放課後児童クラブや保育所などの制度をうまく活用しましょう</li> <li>・ 職場生活と、家庭生活の区切りをしっかりとつけ、心と体を休めましょう</li> <li>・ 子育てや介護などに関し、支え助け合う気持ちを持ちましょう</li> </ul>

### 3. 政策・方針決定の場への女性の参加促進

#### ◎あらゆる分野へ男女が対等な進出をしよう

##### 【現況と課題】

いまだに女性が会議や公の場に出て行くことや大勢の中で意見を述べることに、役職を受けることは少ないのが日本社会の現状です。そこには、今までの経験不足も関係していますが、まだ、女性はこうあらねばならないという考え方や、人の前で話した時の反応が怖いなど、地域での習慣や慣行、女性独自の考え方が根強く残っているからです。

女性の問題は男性の問題でもあるという認識を持ち、男性と女性が力をあわせて共に過ごしやすい環境をつくりましょう。それには、男女ともに一人ひとりが必要な知識や情報を持って、自分や他人を見つめる場を設け、そこから自分を知り、自信を持って自分を表現できるような環境づくりをしていくことです。そして、男性と女性は身体づくりも脳づくりも違い、個性も様々で、自分を活かして、お互いに支え合える環境にすることが求められています。

##### 【取り組む内容】

#### ①村政や審議会、地区の役員などへの女性の登用と参加の促進

女性も自信を持って積極的に発言していきましょう

村の取組	主管課	地域・村民の取組
<ul style="list-style-type: none"><li>女性が活発に発言や活動ができる場・機会を設ける</li><li>性別にかかわらず、個人の特性をみて、向いている役職などには進んで女性を登用し、女性管理職比率の向上をはかる</li><li>事業主に女性が活躍できる行動計画の策定・公表を促す</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>総務課</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>社会進出しやすい家庭内の支援や理解、助け合いの体制を築きましょう</li><li>積極的に役職を引き受ける自信を持ちましょう</li><li>色々な場に参加し、躊躇せず積極的に意見を伝えましょう</li></ul>

## ②男性・女性の人材発掘と育成

男性・女性の能力と活力を村づくりや社会活動に活かしましょう

村の取組	主管課	地域・村民の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>女性が活動しやすい機会の提供</li> <li>地域活動リーダー養成や研修会などの開催や充実、受講の促進</li> <li>男女のニーズの違いに配慮した災害備蓄品の整備など、防災対策における女性参画の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課</li> <li>農政課</li> <li>健康福祉課</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性自身の考え方の転換や、女性同士の交流のため、女性が外に出ていける環境づくりを地域、家庭で考えましょう</li> <li>男性も自分のライフスタイルを見直しましょう</li> </ul>

## ③だれもが輝ける場の確立

生涯を通じて、男女がともに健やかで、安心して暮らし生きがいを持てる環境づくりを目指しましょう。

村の取組	主管課	地域・村民の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>男女が年齢や障がいの有無にかかわらず、生きがいを持てるよう生涯学習などの機会の拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課</li> <li>健康福祉課</li> <li>教育委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女ともに、生涯を通じてお互いが思いやり支え合う気持ちを持ちましょう</li> <li>自分の生き方を見つけましょう</li> </ul>



男性だから・女性だからという『決めつけ』をしないで、誰もが自分らしく過ごせる村にしようね

## 4. 女性に対するあらゆる場における暴力行為の防止

### ◎人権を尊重しよう

#### 【現況と課題】

DVやセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」と略称）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、昨今は男性の被害者も出ていますが、多くの場合は、まだ女性が被害者になっています。また、DVは、外部からその発見が困難であるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあり、周囲も気づかないうちにエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

また、職場での男女平等は達成されていない現状の中で、その最たる原因の1つがセクハラです。セクハラを完全に追放するために、女性が「イヤ」と意志表示をするのはもちろん、男性のセクハラ認識とジェンダー意識も変えていくことが大切です。

このような女性に対するあらゆる暴力行為を許さない社会の実現は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

- ①パートナーを尊重し、男女でともに支え合う環境整備  
お互いを認め合い相手の気持ちを思いやりましょう。

村の取組	主管課	地域・村民の取組
<ul style="list-style-type: none"><li>・ DVに対する相談窓口、自立支援の充実</li><li>・ 女性に対するあらゆる暴力を許さない社会づくりのための広報と啓発</li><li>・ 若年層に対するデートDVの予防啓発の実施</li><li>・ 世代によって異なる意識の違いを考慮した啓発事業</li><li>・ セクハラ等の研修会を開催し、人権意識の高揚に繋げる</li><li>・ 男女がお互いを尊重し合う意識啓発、DV防止に関する情報提供</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 総務課</li><li>・ 健康福祉課</li><li>・ 教育委員会</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を共有しましょう。</li><li>・ 身の周りでDVやセクハラと疑われる行為は、すぐに窓口へ相談しましょう。</li><li>・ 身体的暴力だけでなく、精神的、経済的、性的暴力など、家庭内の暴力が深刻な人権侵害であるという認識を深めましょう。</li></ul>

## 第5章 計画の推進

この計画に基づき男女共同参画社会を実現するためには、行政の推進体制の充実とともに、地域・村民等の理解や協力が不可欠です。まずは行政が、啓発等の体制を確立して、地域・村民等にこの事業の内容を伝え、広げていきます。そして村民一人ひとりが男女共同参画に対する取り組みが必要だと認識してもらえるように推進します。

なお、この計画は5年ごとに内容の推進状況を検証するとともに、見直しを行なっていきます。

### 1. 村の推進体制の充実

行政の各部署が一体となり、行政の取り組む施策に男女共同参画の視点を取り入れ、男女共同参画社会づくりに向け推進します。

### 2. 関係機関、関係団体、地域、村民との連携

各関係機関、団体、地域、村民とのつながりを大切にし、意見や活動を尊重しながら連携し、この事業計画が根付くように推進します。

### 3. 計画の進行状況などの把握

計画の推進状況を、村民にわかりやすく公表します。



わからないことがあったら、  
ぼくに聞いてね